

議案第77号

北播磨清掃事務組合理約の変更について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定により、北播磨清掃事務組合理約を次のとおり変更することについて協議する。

よって、地方自治法第290条の規定により、議会の議決を求める。

令和2年9月3日提出

多可町長 吉 田 一 四

北播磨清掃事務組合同規約の一部を改正する規約

北播磨清掃事務組合同規約（昭和49年西脇市滝野町黒田庄町清掃事務組合同規約第1号）の一部を次のように改正する。

第14条の次に次の1条を加える。

（解散した場合の事務の承継及び決算審査）

第14条の2 組合が解散した場合においては、西脇多可行政事務組合がその事務を承継する。

2 前項の場合において、組合の管理者が調製した決算については、西脇多可行政事務組合の監査委員が審査を行い、その意見を付けて西脇多可行政事務組合の議会の認定に付すものとする。

附 則

この規約は、兵庫県知事の許可のあった日から施行する。

北播磨清掃事務組合同規約の一部を改正する規約 新旧対照表

改 正 後	現 行
<p>(解散した場合の事務の承継及び決算審査)</p> <p>第14条の2 組合が解散した場合においては、西脇多可行政事務組合がその事務を承継する。</p> <p>2 前項の場合において、組合の管理者が調製した決算については、西脇多可行政事務組合の監査委員が審査を行い、その意見を付けて西脇多可行政事務組合の議会の認定に付すものとする。</p>	